

# 令和 4 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和 5 年 11 月

名古屋国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額は増加し、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は過去最高
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額は総額及び1件当たり増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4千4百件（前事務年度3千6百件）、着眼調査が2千8百件（同2千件）であり、合計7千3百件（同5千7百件）、このほか、簡易な接触の件数は9万3千件（同9万3千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は10万件（同9万9千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万2千件（同4万2千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、718億円（同548億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは650億円（同497億円）、着眼調査によるものは68億円（同51億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は424億円（同431億円）となっており、調査等合計では1,141億円（同979億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、過去最高の127億円（同89億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは121億円（同85億円）、着眼調査によるものは6億円（同4億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでも、過去最高の175万円（同156万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は33億円（同25億円）となっており、調査等合計では過去最高の159億円（同113億円）となっています。

#### (参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

項目	区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
			特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比	
				対前年比		対前年比		対前年比					
1	調査等件数	件	3,620		2,043		5,663		93,487		99,150		
			4,425	122.2%	2,845	139.3%	7,270	128.4%	92,844	99.3%	100,114	101.0%	
2	申告漏れ等の非違件数	件	3,337		1,373		4,710		36,960		41,670		
			3,956	118.5%	1,957	142.5%	5,913	125.5%	36,147	97.8%	42,060	100.9%	
3	申告漏れ所得金額	百万円	49,699		5,094		54,793		43,121		97,914		
			65,003	130.8%	6,763	132.8%	71,765	131.0%	42,364	98.2%	114,129	116.6%	
4	追徴税額	本税	百万円	7,048		333		7,381		2,430		9,811	
				9,920	140.7%	539	161.9%	10,458	141.7%	3,211	132.1%	13,669	139.3%
5			加算税	百万円	1,432		41		1,473		26		1,499
			2,157	150.6%	78	190.2%	2,235	151.7%	40	153.8%	2,276	151.8%	
6		計	百万円	8,480		374		8,854		2,456		11,310	
			12,077	142.4%	617	165.0%	12,694	143.4%	3,251	132.4%	15,945	141.0%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,373		249		968		46		99	
				1,469	107.0%	238	95.6%	987	102.0%	46	100.0%	114	115.2%
8	追徴税額	本税	万円	195		16		130		3		10	
				224	114.9%	19	118.8%	144	110.8%	3	100.0%	14	140.0%
9			加算税	万円	40		2		26		0.03		2
			49	122.5%	3	150.0%	31	119.2%	0.04	133.3%	2	100.0%	
10		計	万円	234		18		156		3		11	
			273	116.7%	22	122.2%	175	112.2%	4	133.3%	16	145.5%	

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。



## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、1千6百件(前事務年度2千1百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、1千2百件(同1千7百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、190億円(同128億円)となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	令和3事務年度	令和4事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 2,114	件 1,576	% 74.6
土地建物等	1,861	1,301	69.9
株式等	253	275	108.7
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,668	件 1,169	% 70.1
土地建物等	1,426	908	63.7
株式等	242	261	107.9
③ 非違割合 (② / ①)	% 78.9	% 74.2	ポイント ▲ 4.7
土地建物等	76.6	69.8	▲ 6.8
株式等	95.7	94.9	▲ 0.7
④ 申告漏れ所得金額	百万円 12,842	百万円 18,956	% 147.6
土地建物等	11,141	16,547	148.5
株式等	1,701	2,410	141.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 607	万円 1,203	% 198.0
土地建物等	599	1,272	212.5
株式等	672	876	130.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。



## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数及び非違件数は増加し、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は過去最高
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数及び非違件数は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2千5百件（前事務年度1千9百件）、着眼調査が1千5百件（同1千1百件）であり、合計4千件（同3千件）、このほか、簡易な接触の件数は9千件（同9千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万3千件（同1万2千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千9百件（同7千1百件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、過去最高の40億円（同28億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは38億円（同23億円）、着眼調査によるものは2億円（同5億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、過去最高だった昨年をさらに上回り100万円（同94万円）となっています。

- また、簡易な接触による追徴税額は5億円（同5億円）となっており、調査等合計では過去最高の46億円（同34億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比	
			対前年比		対前年比		対前年比					
1	調査等件数	1,907		1,113		3,020		8,955		11,975		
	件	2,495	130.8%	1,535	137.9%	4,030	133.4%	8,976	100.2%	13,006	108.6%	
2	申告漏れ等の非違件数	1,670		854		2,524		4,617		7,141		
	件	2,162	129.5%	1,073	125.6%	3,235	128.2%	4,622	100.1%	7,857	110.0%	
3	追徴税額	本税	1,910		363		2,273		513		2,786	
		百万円	3,128	163.8%	184	50.7%	3,312	145.7%	512	99.8%	3,824	137.3%
4		加算税	437		121		558		24		582	
	百万円	686	157.0%	46	38.0%	731	131.0%	25	104.2%	756	129.9%	
5	計	百万円	2,347		484		2,831		537		3,368	
		百万円	3,813	162.5%	230	47.5%	4,043	142.8%	536	99.8%	4,580	136.0%
6	1件当たり	本税	100		33		75		6		23	
		万円	125	125.0%	12	36.4%	82	109.3%	6	100.0%	29	126.1%
7		加算税	23		11		18		0.3		5	
	万円	27	117.4%	3	27.3%	18	100.0%	0.3	100.0%	6	120.0%	
8	計	万円	123		43		94		6		28	
		万円	153	124.4%	15	34.9%	100	106.4%	6	100.0%	35	125.0%

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## II トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～申告漏れ所得金額は総額及び1件当たり過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、452件（前事務年度390件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り2,098万円（同1,592万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,469万円（同1,373万円）に比べ1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額も過去最高の95億円（同62億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は444万円（同398万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の273万円（同234万円）に比べ1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は20億円（同16億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は336万円（同595万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の273万円（同234万円）に比べ1.2倍となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調査	件数	件	390	452	115.9%	4,425
申告漏れ等の非違	件数	件	349	385	110.3%	3,956
申告漏れ所得金額	百万円	6,209	9,483	152.7%	65,003	
追徴税額	百万円	1,553	2,006	129.2%	12,077	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,592	2,098	131.8%	1,469
	追徴税額	万円	398	444	111.6%	273

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調査	件数	件	64	65	101.6%	4,425
申告漏れ等の非違	件数	件	60	53	88.3%	3,956
申告漏れ所得金額	百万円	1,325	777	58.6%	65,003	
追徴税額	百万円	381	218	57.2%	12,077	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,070	1,195	57.7%	1,469
	追徴税額	万円	595	336	56.5%	273



## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

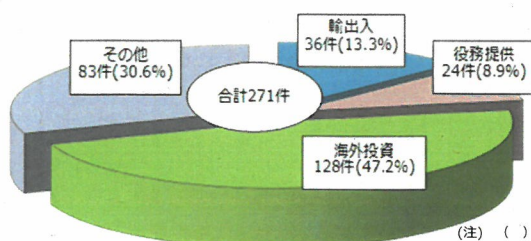
～申告漏れ所得金額及び追徴税額は総額及び1件当たり過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、271件（前事務年度207件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り2,595万円（同2,214万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,469万円（同1,373万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額も過去最高の70億円（同46億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り757万円（同527万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の273万円（同234万円）に比べて2.8倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の21億円（同11億円）に上ります。

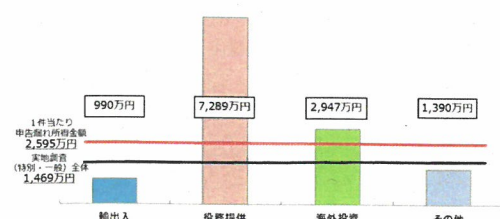
### ○ 海外投資等をした個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		3事務年度	4事務年度		
調査	件数	207	271	130.9%	4,425
申告漏れ等の非違	件数	198	237	119.7%	3,956
申告漏れ所得金額	百万円	4,584	7,032	153.4%	65,003
追徴税額	百万円	1,090	2,051	188.2%	12,077
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,214	2,595	117.2%	1,469
	追徴税額	527	757	143.6%	273

### ○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。



### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況 ～暗号資産等取引を含め、調査件数や追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、129件（前事務年度85件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,379万円（同1,532万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は31億円（同13億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は693万円（同208万円）となっています。また、追徴税額の総額は9億円（同2億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフェリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

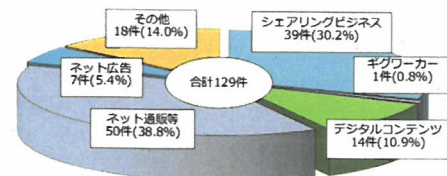
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、81件（前事務年度51件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,120万円（同2,529万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は33億円（同13億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,767万円（同731万円）となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同4億円）に上ります。

### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	85	129	151.8%	4,425	
申告漏れ等の非違件数	82	115	140.2%	3,956	
申告漏れ所得金額	1,302	3,069	235.7%	65,003	
追徴税額	177	894	505.1%	12,077	
1件当たり	申告漏れ所得金額	1,532	2,379	155.3%	1,469
	追徴税額	208	693	333.2%	273

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	51	81	158.8%	4,425	
申告漏れ等の非違件数	51	77	151.0%	3,956	
申告漏れ所得金額	1,290	3,337	258.7%	65,003	
追徴税額	373	1,431	383.6%	12,077	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,529	4,120	162.9%	1,469
	追徴税額	731	1,767	241.7%	273

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフェリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに追徴税額の総額・1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、891件（前事務年度836件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は過去最高の2,446万円（同2,038万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,469万円（同1,373万円）に比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は218億円（同170億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り346万円（同246万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の273万円（同234万円）に比べ1.3倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の31億円（同21億円）に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,014件（同783件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り229万円（同178万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の153万円（同123万円）に比べ1.5倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の23億円（同14億円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### <所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数 件	836	891	106.6%	4,425	
申告漏れ所得金額 百万円	17,035	21,792	127.9%	65,003	
追徴税額 百万円	2,059	3,079	149.5%	12,077	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,038	2,446	120.0%	1,469
	追徴税額 万円	246	346	140.7%	273

### <消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数 件	783	1,014	129.5%	2,495
追徴税額 百万円	1,394	2,318	166.3%	3,813
1件当たり追徴税額 万円	178	229	128.7%	153



## 5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、149件（前事務年度81件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は2億円（同4億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
調査件数	件		81	149	184.0%
申告漏れ等の非違件数	件		61	94	154.1%
追徴税額	百万円		375	168	44.8%
1件当たりの追徴税額	万円		463	113	24.4%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った計数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。



## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、27件（前事務年度31件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は2千7百万円（同2千6百万円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		31	27	87.1%
追徴税額	百万円		26	27	103.8%
1件当たりの追徴税額	万円		85	101	118.8%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの申告漏れ所得金額 万円	1件当たりの追徴 税額（含加算税） 万円	直近の年分に 係る申告漏れ 割合	前年の順位
1	貨物軽車両運送	2,146	305	80.1%	—
2	小売業・その他の愛がん動物	2,034	444	60.6%	—
3	小 売 業 ・ 犬	1,951	282	75.2%	—
4	よ う 接	1,932	494	55.3%	6
5	冷 暖 房 設 備 工 事	1,679	336	61.2%	3
6	一 般 貨 物 自 動 車 運 送	1,599	235	83.4%	—
7	特 定 貨 物 自 動 車 運 送	1,596	125	64.1%	8
8	生 命 保 険 外 交 員	1,579	573	13.2%	5
9	ダ ンプ 運 送	1,572	282	67.9%	—
10	建 設、設 備 工 事 労 務 者	1,550	147	72.0%	—

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

(単位:万円)

順位	25事務年度		26事務年度		27事務年度		28事務年度		29事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	キャバレー	2,423	キャバレー	1,820	キャバレー	1,926	キャバレー	1,613	不動産代理仲介	4,626
2	風俗業	2,093	パ	1,323	ダンプ運送	1,086	防水工事	1,147	キャバクラ	3,533
3	貨物軽車両運送	1,029	冷暖房設備工事	1,247	特定貨物自動車運送	1,040	小売業・自動車	1,067	商品販売外交員	1,463
4	小売業・家庭電器器具	919	人材派遣業	1,096	防水工事	1,028	人材派遣業	1,059	人材派遣業	1,461
5	人材派遣業	889	ダンプ運送	1,039	冷暖房設備工事	942	製図設計士	1,004	機械器具・部品修理	1,195
6	パ	783	小売業・自動車	963	人材派遣業	887	特定貨物自動車運送	918	パ	1,142
7	自動車板金塗装	761	特定貨物自動車運送	915	焼肉	872	建設、設備工事労働者	826	理髪	1,029
8	酒場	750	一般貨物自動車運送	866	解体工事	850	小売業・コンビニエンスストア	817	スナック	1,023
9	冷暖房設備工事	748	スタンドバー	844	パ	837	学習塾経営	814	焼肉	986
10	理髪	729	司法書士、行政書士	832	塗装工事	820	一般貨物自動車運送	767	すし	956

順位	30事務年度		元事務年度		2事務年度		3事務年度		4事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	貨物軽車両運送	1,595	卸売業・くず金、くず鉄	1,635	機械器具・部品修理	3,214	商工業デザイナー	2,497	貨物軽車両運送	2,146
2	土木工事	1,036	宅配	1,556	内科医	2,896	機械部品受託加工	1,955	小売業・その他の愛がん動物	2,034
3	特定貨物自動車運送	1,033	人材派遣業	1,546	不動産代理仲介	2,549	冷暖房設備工事	1,937	小売業・犬	1,951
4	とび工事	967	貨物軽車両運送	1,514	プログラマー	2,323	製図設計士	1,921	よう接	1,932
5	機械部品受託加工	938	ダンプ運送	1,502	冷暖房設備工事	2,312	生命保険外交員	1,730	冷暖房設備工事	1,679
6	一般海面漁業	933	冷暖房設備工事	1,462	社会保険労務士	2,243	よう接	1,701	一般貨物自動車運送	1,599
7	建設、設備工事労働者	927	機械部品受託加工	1,428	機械部品受託加工	2,080	機械器具、部品修理	1,558	特定貨物自動車運送	1,596
8	人材派遣業	905	型枠工事	1,390	一般貨物自動車運送	1,812	特定貨物自動車運送	1,534	生命保険外交員	1,579
9	防水工事	888	一般貨物自動車運送	1,383	ガラス工事	1,801	宅配	1,525	ダンプ運送	1,572
10	外構工事	872	機械器具・部品修理	1,379	特定貨物自動車運送	1,747	型枠工事	1,523	建設、設備工事労働者	1,550